

令和7年度 水道水質検査計画書



岐阜県 養老町

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するため不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査の公表
8. 関係機関等との連携等

1. 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

(1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓(蛇口等)及び水源とします。(別表1参照)

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。

(3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

・給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号ーイ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号ーイ)は月1回行います。

・その他の検査の項目については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2. 水道事業の概要

<上水道事業>

(1) 第1ポンプ場配水系統

(高田の一部、押越の一部、石畑、明德、喜勢、竜泉寺、上方、桜井、沢田、柏尾、柏尾新田、養老公園、京ヶ脇、白石)

竜泉寺の第1ポンプ場で取水し、塩素消毒を行い、低区配水系統は、そのまま各戸へ給水します。高区配水系統は、養老中継ポンプ場、高林中継ポンプ場、養老配水池、柏尾増圧ポンプ場などの関係するポンプ場を経て各戸へ給水します。

(2) 第2ポンプ場配水系統

(ロヶ島、飯ノ木、大跡、西岩道、岩道、根古地の一部、瑞穂の一部、大場の一部、船附、大野、下笠、上之郷、栗笠、塩喰)

飯ノ木の第2ポンプ場で取水し、塩素消毒を行い各戸へ給水します。

(3) 第3ポンプ場配水系統

(飯田、大坪、蛇持、祖父江、江月、直江の一部、金屋、飯積、橋爪、中、安久、豊、宇田、室原、色目)

豊の第3ポンプ場で取水し、塩素消毒を行い牧田川以北地区の各戸へ給水します。

(4) 第4ポンプ場配水系統(第2ポンプ場系統)

(鷺巣、小倉、西小倉、一色、船見、若宮、有尾、横屋、田、大巻、釜段、根古地の一部、瑞穂の一部、大場の一部、下笠の一部)

若宮の第4ポンプ場で取水し、塩素消毒を行い各戸へ給水します。

一部の地区は、西小倉送水ポンプ場、西小倉配水池、若宮配水池を経て各戸へ給水します。

夜間は第2ポンプ場の配水区域も給水します。

(ロヶ島、飯ノ木、大跡、西岩道、岩道、根古地の一部、瑞穂の一部、大場の一部、船附、大野、下笠、上之郷、栗笠、輪之内町塩喰)

(5) 第5ポンプ場配水系統(第1ポンプ場配水系統低区) 令和7年11月頃より給水開始予定

(高田の一部、押越の一部、石畑の一部、竜泉寺の一部、上方の一部、五日市、三神町、滝見町、泉町、高田馬場)

直江の第5ポンプ場より取水し、塩素消毒を行い、第1ポンプ場と連携し、各戸へ給水します。

○給水状況

区 分	上水道事業	簡易水道事業
給水人口(令和5年度末)	23264 人	1,769 人
計画一日最大給水量(令和5年度末)	12,080 m ³	1,116.3 m ³
一日最大給水量(令和5年度末)	9,294 m ³	1,416.0 m ³
一日平均給水量(令和5年度末)	7,997 m ³	1,233.3 m ³

○浄水施設等の概要

名 称	上水第1ポンプ場	上水第2ポンプ場	上水第3ポンプ場	上水第4ポンプ場
所 在 地	養老町竜泉寺	養老町飯ノ木	養老町豊	養老町若宮
敷地面積	2,065 m ²	1,506 m ²	1,010 m ²	1,362 m ²
原水の種類	地下水	地下水	地下水	地下水
処理能力m ³ /日	5,354 m ³	3,124 m ³	3,156 m ³	2,100 m ³
浄水処理方法	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

名 称	上水(仮称)第5ポンプ場
所 在 地	養老町直江
敷地面積	407.92 m ²
原水の種類	地下水
処理能力m ³ /日	946 m ³
浄水処理方法	塩素滅菌のみ

3. 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染原因及び水質管理上注意しなければならない項目

○原水の状況

	上水第1ポンプ場	上水第2ポンプ場	上水第3ポンプ場	上水第4ポンプ場
原水の汚染原因	地下水脈での トラブル	地下水脈での トラブル	工場排水等による 地下水汚染	地下水脈での トラブル
水質管理上 注意すべき項目	味 ・ 濁度 ph値	味 ・ 濁度 ph値	味 ・ 濁度 ph値	味 ・ 濁度 ph値

	上水第5ポンプ場
原水の汚染原因	地下水脈での トラブル
水質管理上 注意すべき項目	味 ・ 濁度 ph値

4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別表に記載しました。

5. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化対応した給水を行うことができず、給水栓（蛇口等）で水質基準を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- （1）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （2）水源に異常があったとき。
- （3）水道利用者が消化器系感染症が流行したとき。
- （4）浄水過程に異常があったとき。
- （5）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （6）その他特に必要があると認められるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目とします。

6. 水質検査の方法

毎月検査、3ヶ月に1回実施する検査及び1年(3年)に1回実施する検査については、水道法第20条第3項の規定に基づく検査機関に委託して実施します。

(1) 委託の範囲

① 具体的な検査項目、頻度

別表1による。

② 試料の採取及び運搬方法

試料の採取は、養老町が行う。

試料の運搬については委託検査機関が行う。

なお、引き渡しは養老町役場において行い、試料採取から委託検査機関までの搬入時間は10時間以内とする。

③ 臨時検査の取扱い

試料の採取は、養老町が行う。

試料の運搬については委託検査機関が行う。

なお、引き渡しは養老町役場において行う。委託検査機関は指示があつてから概ね2時間程度で受領し、試料採取から委託検査機関までの搬入時間は5時間以内とする。

委託検査機関は搬入後24時間以内に検査結果を養老町へ速報すること。

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

委託検査機関の検査内容確認のため外部・内部精度管理実施状況及び結果の確認の他、必要があれば養老町職員による立入検査を行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

検査結果については、広報などに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受付し、お答えします。

8. 関係機関等との連携等

(1) 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があつた際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があつた場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

(2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

(3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関及び岐阜県西濃保健所等と連携を図り実施します。

(4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。